

議 長 日程第2「議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 令和3年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月8日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第4回議会定例会において付託された議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、関係法令の提出を求め、逐条で説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断いたしました。

以上です。不明な点がございましたら、私のほかにも委員がいますので、発言をお許してください。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例に対する委員長の報告は可決です。議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づ

く準則を定める条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。